令和2年国勢調査実施計画

- 正確・円滑な調査と精度の高い統計をめざして -

令和2年国勢調査実施計画 目次

Ι	国奓	専調査の)趣旨	了及	U	美	施	:15	. 向	11	<i>††</i> :	:基	<u></u>	的	うな	神	きえ	しフ	<u>ק</u>											
第	1	国勢調	査の	趣	旨		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	1
第	2	国勢調	査の	基	本	的	役	割			•	•	•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
第	3	令和2	年国	勢	調	査	の	実	施	1=	向	ゖ	·t:	基	本	化	は	:考	え	.方	ī		•	•		•	•		•	2
I	令和	02年国	国勢 訓	首	実	施	計	画	Ī																					
第	1	調査の	目的]	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•		•			•	•			•	•	•	•	•	•	3
第	2	法的根	拠	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•		•			•	•			•	•	•	•	•	•	3
第	3	調査の)時期	}	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•		•			•	•			•	•	•	•	•	•	3
第	4	調査の)対象	Į.	•			•	•		•	•	•	•	•					•	•			•	•	•				4
第	5	調査事	項及	び	調	査	票		•		•	•		•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	5
第	6	調査の)方法	.	•			•	•		•	•	•		•					•	•			•		•				5
第	7	結果の	集計	-及	び	公	表		•		•	•		•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	7
第	8	調査書	類の	保	存		•			•			•	•		•	•	•				•		•	•	•	•	•	•	8
別紙	1	令和2	2年国	動勢	調	査	調	査	票	Į																				
別紙	2	令和2	2年国	動勢	調	査	<u>ි</u> ග	集	計	-体	系	汉	ζU	綿	集	ŧσ.	1	悬	₹•	摂	랟	t 等	-	一舅	复					

I 国勢調査の趣旨及び実施に向けた基本的な考え方

第1 国勢調査の趣旨

国勢調査は、統計法(平成19年法律第53号。)に定める基幹統計調査として、同法第5条第2項の規定に基づき実施する人及び世帯に関する全数調査である。その結果は、国及び地方公共団体の各種行政施策はもとより、企業、団体その他各方面の利用に供されている。

大正9年(1920年)の第1回調査以来、国の最も基本的で重要な統計調査として5年ごとに実施されており、令和2年(2020年)に実施する調査はその21回目に当たり、実施100年の節目を迎える。

第2 国勢調査の基本的役割

1 国家運営の基礎を成す情報基盤

国勢調査の結果は、民主主義の基本である衆議院議員小選挙区の改定のほか、市、指定都市、中核市となるための要件、地方交付税の算定、政党交付金の算定など、多くの法令にその利用が規定されており、また、少子・高齢化関連施策、医療・福祉施策、産業振興、雇用対策、防災計画など、国及び地方公共団体における各種行政施策の基礎資料として幅広く活用されている。

このように、国勢調査は、我が国の国家運営の基礎を成す情報基盤としての役割を担い、近年は特に、EBPM(証拠に基づく政策立案)の考え方の普及に伴い、その意義はより高まっている。

2 社会経済の発展を支える情報基盤

国勢調査の結果は、人口学、地理学、経済学、社会学など、大学や研究機関の学術研究において幅広く活用されているほか、産業界では製品・サービスの需要予測、店舗や工場の立地計画など、多くの企業で市場分析、経営戦略の策定に利用されている。

このように、国勢調査は、国民、企業、団体等が、我が国の現状を正しく理解し利用するための基本的な統計情報を提供するものであり、社会経済の発展を支える情報基盤としての役割を担うものである。

3 公的統計の作成のための情報基盤

国勢調査の結果は、労働力調査、住宅・土地統計調査、全国家計構造調査など、人又は世帯を対象に行う標本統計調査の標本設計及び抽出作業に必要であるほか、現在及び将来の人口推計、完全生命表の作成、国民経済計算など、多くの公的統計の推計に用いる基準人口を提供しており、公的統計の作成に欠かすことができない。

このように、国勢調査は、我が国の公的統計の中核であり、公的統計の作成のための情報基盤としての役割を担っている。

第3 令和2年国勢調査の実施に向けた基本的な考え方

令和2年国勢調査については、社会情勢や国民生活の変化に対応した的確な統計を提供するため、次の基本方針により実施する。

1 インターネット回答の積極的推進

平成27年調査で全国に導入した「インターネット回答方式」は、オンライン調査システムに実装される入力内容のチェック機能により、記入状況の改善を促し、統計精度の維持・向上に寄与するほか、調査で取り扱う紙の量を減少させ、調査票の郵送又は運搬に係る費用を削減する効果がある。さらに、インターネット回答世帯に対しては、調査員による戸別訪問の必要がなくなり、高齢化が進む調査員の負担軽減及び交通事故等の発生リスクの低減につながる。

また、回答者の利便性の向上、プライバシー意識の高まりへの配慮にも寄与するものである。

令和2年国勢調査では、このように多くの利点が見られる「インターネット回答方式」を引き続き実施する。その上で、更なる推進を図るため、簡単な検索ワードの入力による方法でもインターネット回答のトップ画面へスムーズにアクセスできるようにするほか、インターネット回答に必要となるログインID等の入力桁数の短縮や文字変換等の抑制などの改善を施し回答者の利便性向上を図る。また、回答者の意識がインターネット回答に向くように、調査書類のビジュアル化等を図る。

2 誰もが答えやすいバリアフリーな調査

令和2年国勢調査では、国勢調査が日本に住む全ての人を対象とする調査であること にも鑑み、全ての人にとって答えやすい、バリアフリーな調査を目指す。

具体的には、前回調査に引き続き、ユニバーサルデザインフォントによる調査票をはじめ、文字が大きく見えやすい拡大文字調査票、目の不自由な方に向けた点字調査票、27言語に対応した外国語調査票を用意するとともに、オンライン調査システムに文字を拡大できる機能を設ける。

また、新たに、目の不自由な方に向けたオンライン調査システムの音声読み上げ機能の整備や、耳の不自由な方に向けてはSNS等を活用したチャット形式による問い合わせ窓口を整備する。さらに、日本語による会話が難しい外国人には、オンライン調査システムの回答画面やコールセンターを多言語対応とするなど、全ての人の回答をサポートする多様な支援体制の整備に取り組むものとする。

3 企業や団体等の活動・サポートとのコラボレーション

外国人や若年層等に向けた回答の促進、オンライン回答の促進のほか、調査員活動の サポートなど、円滑で確実な調査の実施に向けて、従来から実施している協力依頼をより広範に実施し、企業・団体の社会貢献活動(CSR)などと協働・連携する取り組み の展開を図る。

Ⅱ 令和2年国勢調査実施計画

第1 調査の目的

国内の人口・世帯の実態を把握し、各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的とする。

第2 法的根拠

国勢調査は、統計法(平成19年法律第53号)第5条第2項の規定に基づき、同法に定める「基幹統計調査」(国勢統計を作成するための調査)として実施する。また、国勢調査の実施に関する具体的な事項は、統計法の下に定める、国勢調査令(昭和55年政令第98号)、国勢調査施行規則(昭和55年総理府令第21号)及び国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令(昭和59年総理府令第24号)に基づく。

第3 調査の時期

1 調査の基準時

調査は、令和2年10月1日午前零時現在によって行う。

2 実地調査の期間

調査は上記1に掲げる日時を基準として、下記の日程で行うこととする。 (調査員)

② 担当調査区の確認 : 9月10日 (木) ~ 9月13日 (日)

○ インターネット回答用 I D : 9月14日(月)~9月20日(日)

及び調査票(紙)等の配布

(世帯)

○ インターネット回答期間 : 9月14日(月)~10月7日(水)

③ 調査票(紙)の回答期間 :10月1日(木)~10月7日(水)

(調査員)

3 調査票(紙)の当初回収期間 :10月1日(木)~10月7日(水)

副査票の提出状況の確認 :10月8日(木)~10月13日(火)

③ 調査票(紙)の未提出回収期間 :10月8日(木)~10月15日(木)

3 調査票(紙)の督促回収期間 :10月16日(金)~10月20日(火)

第4 調査の対象

1 調査の地域

調査は、我が国の地域のうち、国勢調査施行規則第1条に規定する次の島を除 く地域において行う。

- (1) 歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島
- (2) 島根県隠岐郡隠岐の島町にある竹島

2 調査の範囲

(1) 調査の対象

調査の対象は、調査時において、我が国に常住する期間が引き続き3月以上に渡ることとなる者とする。

ただし、次の者は調査の対象としない。

- ア 外国政府の外交使節団・領事機関の構成員(随員やその家族を含む。)
- イ 外国軍隊の軍人・軍属及びその家族
- (2) 調査の場所(人口の帰属)

常住する場所で調査することとしている。

ただし、次の者については、それぞれ次に述べる場所で調査する。

- ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園に在学している者で、通学のために寄宿舎、下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊している者は、その宿泊している施設
- イ 病院又は診療所に引き続き3か月以上入院し、又は入所している者は、 その病院又は診療所、それ以外の者は3か月以上入院の見込みの有無に関 わらず自宅
- ウ 船舶(自衛隊の使用する船舶を除く。)に乗り組んでいる者で、陸上に生活の本拠を有する者は、その生活の本拠、陸上に生活の本拠の無い者はその船舶
- エ 自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者は、その営舎又は 当該船舶が籍を置く地方総監部(基地隊に配属されている船舶については、 その基地隊本部)の所在する場所
- オ 刑務所、少年刑務所又は拘置所に収容されている者のうち、死刑の確定 した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者は、その刑務所、 少年刑務所、拘置所、少年院又は婦人補導院

第5 調査事項及び調査票

1 調査事項

調査票により、次の項目を調査する。

- (1) 世帯員に関する事項
 - (ア) 氏名
 - (イ) 男女の別
 - (ウ) 出生の年月
 - (エ) 世帯主との続柄
 - (オ) 配偶の関係
 - (カ) 国籍
 - (キ) 現在の住居における居住期間
 - (ク) 5年前の住居の所在地
- (2) 世帯に関する事項
 - (ア) 世帯の種類
 - (イ) 世帯員の数

- (ケ) 在学、卒業等教育の状況
- (1) 就業狀態
- (サ) 所属の事業所の名称及び事業の種類
- (シ) 仕事の種類(職業)
- (ス) 従業上の地位
- (ヤ) 従業地又は通学地
- (ソ) 従業地又は通学地までの利用交通手段
- (ウ) 住居の種類
- (エ) 住宅の建て方

2 調査票

基本となる調査票はA4判変形・両面記入様式の光学文字認識(OCR)帳票で、 1枚に4名まで記入できる設計とする(調査票様式は別紙1を参照)。

また、オンライン調査のための電子調査票はHTML形式とし、世帯人員9名までの一般世帯がスマートフォン、タブレット端末及びパーソナルコンピューターから回答できる設計とする。

なお、基本となるOCR調査票や電子調査票を補完するため、高齢者や外国人などができるだけ記入しやすくするための補助用調査票として『拡大文字調査票』、『点字調査票』、『外国語調査票』(27言語)及びExcel調査票を用意する。

第6 調査の方法

1 調査区の設定

調査の実施に先立ち、国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令に基づき、 令和元年10月1日現在で令和2年国勢調査調査区を設定する。調査区は、原則として1つの調査区におおむね50世帯が含まれるように構成するものとする。

2 調査の流れ

調査は、総務省一都道府県一市町村一国勢調査指導員(以下「指導員」という。) - 国勢調査員(以下「調査員」という。) の流れにより行う。

ただし、マンション等の共同住宅や社会福祉施設等において、調査票の配布・回収等の調査員事務を特定の事業者に業務委託した方が効率的に調査を実施できる調査区においては、調査員事務を市町村が当該事業者に委託して実施することができるものとする。

3 関係者の役割

(1) 都道府県

都道府県は、市町村事務打合せ会の開催、調査の実施状況の把握、広報及び協力依頼による環境整備、調査書類の審査、『都道府県要計表』の作成等の事務を行う。

(2) 市町村

市町村は、指導員及び調査員の選考・配置、指導員及び調査員の事務打合せ会の開催、指導員及び調査員への調査実施上の指導、インターネット回答世帯及び郵送提出等世帯の把握と調査員への伝達、調査書類の審査、『市区町村要計表』の作成等の事務を行う。

また、調査事務を委託した事業者に係る調査実施上の指導を行う。

(3) 指導員及び調査員

指導員及び調査員は、市町村長の推薦に基づき、総務大臣が任命する。

指導員は、調査員に対する指導、インターネット回答世帯及び郵送提出等世帯 の伝達、調査票等の検査を行い、調査員は、担当調査区内にある世帯についての 調査を行う。

(4) 調査員事務を受託した事業者

調査員事務を受託した事業者は、担当調査区内にある世帯についての調査を行う。

4 調査の方法

(1) 基本的な方法

調査は、インターネット回答の期間を、調査員提出・郵送提出の期間に先行して 設定する方法により実施する。

ア 調査員(民間事業者を含む。以下同じ。)は、担当する調査区内を巡回し、当 該調査区の範囲を確認し『調査区要図』を作成する。

イ 調査書類一式¹の配布期間 (9月14日から9月20日まで) に、調査員は、担当する調査区内の全世帯を訪問し、面接の上で調査票等の調査書類一式を配布するとともに、調査世帯一覧 (以下「一覧」という。) を作成するために世帯主の氏名及び世帯員の数 (男女の別を含む。) を聴取し、一覧に必要な事項を記入する。なお、不在世帯については、日・時間を変えて再度訪問することとするが、それでも面接することができない世帯に対しては、調査書類一式を郵便受けに入れるなどして配布する。この場合、一覧に必要な事項は、調査票回収時における面接の際に聴取して記入する。

ウ 調査期日までの期間(9月14日から9月30日まで)は、世帯は、インターネット回答のみを行うことができる。

¹ 調査書類一式は、世帯がインターネット回答に利用する I D等を記載した『インターネット回答利用 ガイド』及び調査票等を『調査書類収納封筒』に収納した上で配布する。

- エ 世帯は、当初回収期間(10月1日から10月7日まで)において、インターネットにより提出、郵送により提出又は調査員へ提出する方法のいずれかを選択し、回答を行う。
- オ 調査期日後(10月1日から10月3日まで)、調査員は、全世帯に回答確認リーフレットを郵便受けに入れるなどして配布する。
- カ 10月8日以降、調査員は市町村又は指導員から伝達された回答済世帯の情報により、回答の済んでいない世帯(以下「調査票未提出世帯」という。)を特定する。
- キ 未提出回収期間(10月8日から10月15日まで)に、調査員は、上記力で特定した調査票未提出世帯を訪問し、面接の上で、調査票の提出状況を確認し、調査票を回収する。
- ク 未提出回収期間以降、調査票未提出世帯があった場合、調査員は、次の方法により、当該世帯から調査票の回収等を行う。
 - ・ 調査票未提出世帯を訪問し、面接の上、調査票を回収する。調査票未提出世 帯が不在の場合は、再度訪問するなどして世帯との面接に努める。
 - ・ 世帯と面接できないなど、最終的に調査票の提出を直接依頼できない場合は、 市町村又は指導員に連絡の上、その指示に基づき、近隣の世帯からの協力を得 て、氏名、男女の別及び世帯員の数の3項目を聴取し、調査票及び一覧への記 入を行う(聞き取り調査)。
 - ・ 聞き取り調査を行った世帯に対し、『調査票提出のお願い』(督促状)及び調査票等を郵便受けに入れるなどして配布する。
- ケ 調査員は、調査票等を整理の上、市町村に提出する。
- (2) 特別な地域における方法

自衛隊地域、矯正施設地域、学生寮・独身寮のある地域、外国人居住者の多い地域や、旅館・ホテルの長期滞在者、夜間又は24時間営業の店舗(インターネットカフェなど)に寝泊まりする住居不定者等については、それぞれの特性に応じた方法によって調査を行う。

5 報告の方法

報告は、世帯主(世帯の代表者を含む)又は世帯員が調査票に記入し、調査員の 質問に答え、調査票を調査員等又は総務省に提出することにより行う。

第7 結果の集計及び公表

1 結果の集計

集計は、総務省において別紙2に示す区分により行う。

なお、独立行政法人統計センターの中期目標により総務大臣が指示した集計については、同センターが当該業務を行う。

2 結果の公表

(1) 公表方法及び公表時期

調査結果の第一報は、翌年2月末までに、「人口速報集計」として公表する。その後、別紙2の集計区分に応じ、順次、結果表をインターネットで利用する方法等により公表する。

(2) 人口・世帯数の官報公示

「人口速報集計」による全国・都道府県・市区町村別の人口総数については、翌年2月末までに、「人口等基本集計」による全国・都道府県・市区町村別の人口総数及び世帯数(確定人口及び世帯数)については翌年9月末までに、それぞれ官報に公示する。

第8 調査書類の保存

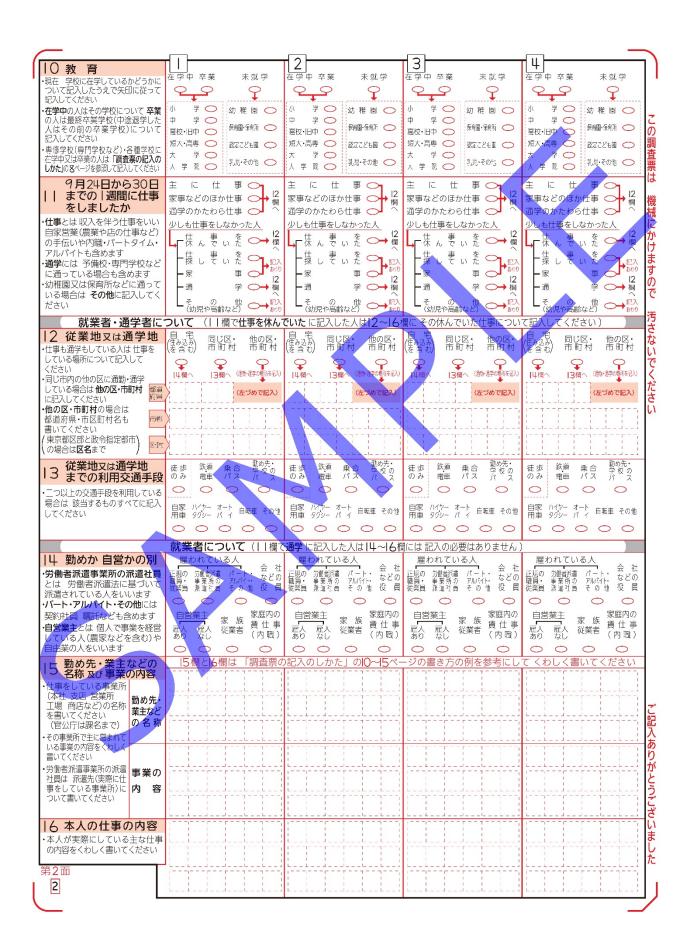
調査書類の保存期間と保存責任者は、次のとおりとする。 なお、保存期間を過ぎた調査書類は、他に漏れないように廃棄する。

調査書類名	保存期間	保存責任者					
調査票	3年間	総務省統計局長					
調査票の内容(氏名を除く)が 転写されている電磁的記録	永年	同上					
調査世帯一覧	10年間	正本 総務省統計局長 副本 市町村長					
調査区要図	同上	同上					
市区町村要計表	次回調査まで	正本 総務省統計局長 副本 都道府県知事、市町村長					
都道府県要計表	同上	正本 総務省統計局長 副本 都道府県知事					
結果原表又は結果原表が転写さ れている電磁的記録	永年	総務省統計局長					



● 国勢調査調査票

	######################################		11 11 11 11	
(調査票が2枚以上にお	世帯について たる場合は 枚目のみに記入	してください)	記入は黒の鉛筆で	数字の記入例
世帯員の数	総数 男	女	数字は右づめに	たて線I本 すきまをあける _とじる、
・ ふだん住んでいる人 全員の人数を書いて ください				1234567890 Gaagu Epotembra Apenda
2 住居の種類			O EL ANOTES EL SONO A	
都道府県・ 都再生機・ 持ち家 市区町村営 公社等の の賃貸住宅 賃貸住宅	民 営 の 統与住宅 住宅 賃貸住宅 (員住宅など) 間借		○ 記入欄が ○の場合は, 当て	場合は、消しゴムできれいに消してください。 はまる ○を ● のようにぬりつぶしてください。 のならますではない。
0 0 0	0 0 0	0 0	○ 数子を記入りる場合は, わく	の中に 右づめで 書いてください。
	世帯員全員につい	ハて (世帯員ごとに	こ記入してください)	
3 氏名及び男女の別	(氏名)	2 (氏名)	3 (風)	 4 (⁽⁽⁽⁾
・ふだん住んでいる人を	L			i 💾 ii 🧦
もれなく書いてください	男 女	男 女		タ 男 マ 女 を
4 世帯主との続き柄	- フォーカーフーナーソードサエ 和/u-3	世帯主 世帯主 子の世帯 又は の 子 を探表		世帯主 世帯主 世帯主 アクロ 世帯主 世帯主の 子の 世帯主 世帯主の 子の 世帯主 世帯主の 子 取りまる 取りまる 配偶者
・世帯主の配偶者(妻又は夫)の 祖父母・兄弟姉妹はそれぞれ 祖父母・兄弟姉妹に含めます	代表者配偶者 配牌 が又母の父母	代表者 配偶者 の父母	の父母 代表者 配信者 配信者	の父母の父母の父母の父母の父母の父母の父母の父母の父母の父母の父母の父母の父母の
・孫の配偶者は 孫 に 兄弟姉妹の 配偶者は 兄弟姉妹 に含めます	孫 祖父母 兄弟 他の 協送等 その他 姉妹 親族 の雇人	孫 役 兄弟 他 的 信 秘 解床 親族 の 最	人 ていに 1元 1人以 姉妹 親族	登録 その他 孫 祖父母 兄弟 他の 特級 その化 孫 祖父母 姉妹 親族 の雇人 その化
5 出生の年月	明治 大正 昭和 平成 令和 ! 西暦	明治 大正 昭和 平成 令和		
・該当する元号又は西暦に記入した うえで 年及び月 を書いてください	000000	00000		
・年を西暦で記入する場合は西暦年 の4桁を書いてください	年 月	年	月年	
6 配偶者の有無 ・届出の有無に関係なく記入してください	未婚(如原など) 配偶者 死別 離別 あり の の の の の の の の の の の の の の の の の の	未婚を含むありの	離別 未婚(物など) 配偶者 を含む) あ り	死別 難別 未婚(切切が) 配偶者 死別 離別 (を含む) あ り の の
7国籍	日本 外国 (10名)	日本 外国	 日本 外国 (国名)-	日本 外国 (国名)
・国籍を記入し外国の場合は目名も書いてください		○ →	0 0	
8 現在の場所に 住んでいる期間	出 出年時から 以外	生 1 5 10	<u> </u>	<u> </u>
・生まれてから引き続き現在の <mark>場所</mark>	時年51020年	(((年 時 年 5 10	(((
に住んでいる場合は 出生時から のみに記入してください	**************************************	年 末 満 満 が ら	は 以か未未未満 は とら満満満満	20 年 時 年 5 f Q 20 年 以 日 年 末 満 満 満 満 清 温 上
on the state of the control of of th	ら 満 満 満 上 ウラ側へ 9個へ ウラ側へ	ウラ側へ 9欄へ ウラ1	9 9 9 9	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
9 5年前(平成 年10月1日)	現在と 同じ区・市 44の豆	現在と 同じ区・市 4400区	現在と 同じ区・市 🚜	70区. 現在と 同じ区·市 4100区.
・平成 年IO月I日より後に生まれた	同じ町村内の市町村外国場が他の場所	同 じ 町村内の 市町村場 所 他の場所	・ 外国 同 じ 町村内の 市 場 所 他の場所 市	町村 同 じ 町村内の 旧のと 外国 場 所 他の場所 市町村
人については 出生後にふだん住んで	0 0 0 0	0 0 9	0 0 0	
いた場所を記入してください	── (住ん でいた) ── (場所を記入) ──	(住んでいた) 場所を記入)	(住んでいた) - (場所を記入) -	(住んでいた) 場所を記入)
・5年前に同じ市内の他の区 に住んでいた場合は他の区・	(左づめで記入)	(左づめで記入)	(左づめで記入)	(左づめで記入)
市町村に記入してくださいが、	7			
・他の区・市町村の場合は 都道府県・市区町村名も			71	
書いてください	[<u> </u>		
(東京都区部と <mark>政令指定</mark>) 都市の場合は 区名 まで				Ü
電話 _			Ind are only a series	
番号 (わからないことがあった場合)調査員記入欄	問合せに利用いたします)	7 7 77	側(第2面)も記入	してください
世帯 一般世帯 学校の	全の		一戸建 長屋建 共同 (テラスバウスを含む) (アパート・	引住宅 その他 この世帯 アンションなど 建物全体 の住宅が
種類 (独身寮の人居者を含む) 学生・	生徒の人院育の入所	一 の 建て方	0 0 0	の階数 ある階 I
市区町村コード	調査区番号 – –	世帯番号		階
第 I 面		Zott	帯の調査票 枚の うち 枚目	事務使用欄



令和2年国勢調査の集計体系及び結果の公表・提供等一覧

	集計区分	集計内容	産業分類	業分	集計対象	表章地域	全国結果の 公表予定	結果の公表 及び 提供の方法	
速報集計	人口速報集計 (要計表による人口集計)	男女別人口及び世帯数の早期提供	_	_	全数	全国, 都道府県, 市区町村	令和3年2月	インターネットを利 用する方法等によっ て公表。 人口は公表日に官報 に公示。	
基本	人口等基本集計	人口, 世帯, 住居に関する結果及び外 国人, 高齢者世帯, 母子・父子世帯, 親子の同居等に関する結果	_	_	◆粉r	全国,都道府県,	令和3年9月	全都道府県一括でインターを利用である方法等によって、報告の方法等によって、報告の手が発生を集計のの人口をで世帯数)は以口、世帯数)は公表後に官報に公示。	
集計	就業状態等基本集計	人口の労働力状態、夫婦、子供のいる 世帯等の産業・職業大分類別構成に関 する結果	大分類	大分類	至数	市区町村	令和4年3月	全都道府県一括でインターネットを利用する方法等によって公表。おって、報告書を刊行。	
抽出	詳細集計	就業者の産業・職業小分類別構成等に 関する詳細な結果	小分類	分	抽出	全国, 都道府県, 市区町村	令和4年11月	全都道府県一括でインターネットを利用 する方法等によって 公表。おって,報告 書を刊行。	
従業地・通学地集計	従業地・通学地による 人口・就業状態等集計	従業地・通学地による人口の基本的構成及び就業者の産業・職業大分類別構成に関する結果	大分類	大分類	全数	全国, 都道府県, 市区町村	令和4年5月	集計が完了した後, インターネットを利 用する方法等によっ て公表。おって,報 告書を刊行。	
人口移	移動人口の男女・年齢等集計	人口の転出入状況に関する結果	_	_		全国,都道府県,市区町村	令和3年12月	集計が完了した後, インターネットを利	
動集計	移動人口の就業状態等集計	移動人口の労働力状態,産業・職業大 分類別構成に関する結果	大分類	大分類	全数	全国,都道府県, 市区町村	令和4年6月	用する方法等によって公表。おって,報告書を刊行。	
	人口等基本集計に関する集計	人口, 世帯, 住居に関する 基本的な事項の結果	-	-					
小地	就業状態等基本集計に関する 集計	人口の労働力状態及び就業者の産業・ 職業大分類別構成に関する基本的な事 項の結果		大分類		町丁・字等, 基本単位区, 地域メッシュ	該当する基本集計等の 公表後に集計し、地理	集計が完了した後, インターネットを利	
域集計	従業地・通学地による人口・ 就業状態等集計に関する集計	常住地による従業地・通学地に関する 基本的な事項の結果			全数		データ等を活用して秘 匿処理を施した上で, 速やかに公表。	用する方法等によって公表。	
	移動人口の男女・年齢等集計 に関する集計	5年前の常住地に関する 基本的な事項の結果	_	_					

^{1)「}産業分類」及び「職業分類」欄は、該当する分類を用いた集計結果があることを示す。 2)「表章地域」欄は、該当集計区分で集計する地域を表しているが、必ずしも全ての統計表がその地域まで集計されるわけではない。